

標題

マルタ籍船に搭載される離れた生存艇設置場所における乗艇装置の要件について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0752
発行日 2008年10月23日

各位

マルタ政府より当該国籍船に搭載される離れた生存艇設置場所における乗艇装置に関しまして、下記の通り通知されましたのでお知らせ致します。

SOLAS Reg.III/31.1.4 で要求される離れた生存艇の乗艇装置には、以下の要件が、MSC.1/Circ.1243 の解釈に従い要求されます。
本要件は建造年度に関わらず全ての貨物船に適用されます。また、2008年11月1日以降の最初のSE年次検査において本要件を確認致します。

1. 乗艇梯子は LSA Code 6.1.6 の要件に適合すること。
2. 縄ばしご (Jacob's ladder)、アルミニウム製はしごは LSA Code 6.1.6 の要件に適合すること。
3. 制御された方法で生存艇まで降下し得る他の乗艇装置については個別に船級の承認を受けなければならない。
4. Knotted rope は他の乗艇装置“Other means of embarkation”として認められない。
5. 全ての乗艇装置は安全性を損なわないために、船首部甲板上に障害物がなく、船首端からできる限り離れた合理的で実行可能な場所に設置すること。
6. 乗艇装置及び救命いかだのもやい索の固定場所を最良な位置に配置するために、以下について考慮すること。
 - (1) 全ての載貨条件、縦傾斜及び横傾斜状態における乗艇装置から海面までの距離。
 - (2) 救命いかだのもやい索の固定場所及びもやい索の長さを考慮した乗艇装置の位置。
 - (3) 救命いかだが水面に降下された時、可能な限り救命いかだの前に乗艇装置が配置されること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。